



所長コメント

皇居近くの東京国立近代美術館(千代田区北の丸公園)を覗いてみた。

旅先で、時間があれば、近くの美術館へ行ってみたいくなるのは私の趣味だ。

台湾の財閥ヤゲオ財団のコレクションを展示していた。「現代美術のハードコアはじつは世界の宝である展」と銘打って8月24日までの2か月にわたり開催されている。

写真のアクロバチックで、エロチックな女性像は何を言いたいのだろうか？

玄関にいきなり展示してある。英国人マーク・クインの作品だ。

この「展示作品の保険評価額の総額は、信じられないくらい高額です。」とコメントしてあるが、

私には観終えても、その価値は理解できなかった。

感心するのは、こういう奇抜な、とんがった発想がよく出るものだという点です。

でも、ビジネスでも成功する人は、概ねこのタイプが多いのかも。

社長の仕事 税理士 大場史郎

「3ヶ年計画を立てよう」

会社は利益を生み続けなければいけない。その利益により、社員と家族も生活できる。

利益が出せなくなれば、遠くないうちに、社員も家族も路頭に迷うようになる。

中小企業経営を自転車に例えると、ハンドルを握り、方向を決めるのは社長だ。その方向が間違っていたり、社長がわき見をしていると、思わぬ障害物にぶつかり、転んでしまう。すなわち倒産である。中小企業の場合、社長の責任が90%以上である。

読者の社長さんは、将来自分の会社をどのようにしたいか、夢やビジョンを多かれ少なかれ必ずお持ちでしょう。それを漠然と描いているだけでなく、文章にして、かつ社員に公表している社長さんはどれくらいおられるのでしょうか？

ぜひ、やってみませんか？

最近、私が通っている経営者セミナーで、つくづくその大切さを実感します。

ただ、毎日毎日、来た仕事をするだけでは、社員と家族を守るための利益を出し続ける会社にはなりません。

ラーメン店のAとBが並んでいる。Aは「日本一顧客に喜ばれるラーメン店」を目指して、日々努力している。Bはそこそこ稼げたらいいと毎日過ごしている。

駅前の好立地にあるので、AもBも流行っている。しかし、Cが新たに出店してきた。Aは日頃の努力の甲斐があって、Cが出店しても同じように繁盛している。しかしBは今まで来ていたお客をCに取られて閑古鳥が鳴いている。今までBは顧客に選ばれたからではなく、Aがいっぱいだから、仕方なくお客が来ていたにすぎなかったのです。

皆さん、選ばれるA店を目指しましょう。そのためにはまずは将来への目標、計画を立ててみませんか？ 協力します！変わりますよ。

“あの有限会社は今？”



Aさん：平成18年に会社法が施行されたけど、それまでの商法上の有限会社はどうなったんだろうと思ってね。

わたし：平成18年5月1日に会社法が施行されてから、既存の商法上の有限会社は、法的な呼び名が「特例有限会社」という類型に変わることになり、多くの特例の適用を受けながら、会社法の規定による株式会社として存続することになったんだ。誤解のないように言っておくけど、「特例有限会社〇〇」と呼ばれるんじゃなく、「有限会社〇〇」と呼ばれるのは従来と同じだよ。

Aさん：法的実質的には株式会社になったといっても、多くの特例の適用を受けているから、通常の株式会社と異なる点はあるんだろ？

わたし：①取締役のほか、定款をもって監査役を置くことができること、②監査役の業務は会計に関するものに限られること、③取締役、監査役の任期は法定されないこと、④株式の譲渡制限会社（公開会社でない会社）となること、⑤決算公告は必要ないこと等、旧有限会社時代に有していた特色が多分に生かされるよう措置されているよ。

Aさん：なるほどね。ところで、そんな「特例有限会社」から「通常の株式会社」へ一挙に移行できるいい方法はないもんかねえ？これまでの有限会社を解散して新たに通常の株式会社を設立すると、手間も費用もかかるし、だいいち別会社になるから両者の一体性がなくなるよね。

わたし：うん、こういう法改正の際にはうまい手続制度がちゃんと用意されているもんなんだよ。特例有限会社には「有限会社という文字の入った商号」の続用が許容される一方で、「株式会社という文字の入った商号」に商号を変更して、通常の株式会社へ移行することができる制度が導入されているんだ。

Aさん：その手続制度を使って通常の株式会社へ移行する有限会社は多いのかい？

わたし：あまり多くはないようだけど、最近、依頼を受けて2社ほどその移行登記の申請をしたよ。

算定基礎届：途中入社月どう扱う

社会保険労務士
キャリアカウンセラー

田村 実



Q:5月に途中入社した従業員について、4月分の賃金がないのですが、7月の定時決定はどのように処理すればよいのでしょうか。

A:報酬1か月分ない月は除外

社会保険の標準報酬の定時決定は、毎月7月1日現在の在籍者を対象に、「7月1日前3か月に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して」標準報酬月額を決定します。

1、6月1日以降に被保険者資格を取得した者、2、7月に標準報酬月額の随時改定が行われる者、3、7月に育休等や産休の終了時改定が行われる者は定時決定の対象から除きます。

5月の途中入社は、「6月1日以降に被保険者資格取得」という要件を満たしません。7月の定時決定の対象ですが、4月分の報酬がなく、「3か月に受けた報酬」を計算のベースにはできません。健康保険法41条のカッコ書きでは、「報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある時は、その月を除く」としています。

よって、5月、6月の2か月分の報酬支払額、報酬基礎日数を届出すことになります。5月に基礎日数が17日以上ある場合、その月を除外できませんが、中途入社のため1か月の報酬が支払われているわけではありません。保険者(厚生労働省)決定により6月を基礎に標準報酬月額が決まります。



会社の株主が複数いる場合、相続などにより株主が分散することを防止するために特定の株主が持っているその会社の株式を買い取る事があります。

あらかじめ会社に株式を売却する譲渡人を指定し、その譲渡人から株式を直接取得する「相対取引」で自己株式を取得する場合は、株主総会の特別決議（議決権の過半数の出席かつ出席株主の2/3以上の賛成）において、①取得する株式の株②交付金銭等の内容と時価総額③株式を取得することができる期間④譲渡人となる株主、を定めて取締役会に委任する必要があります。

会社の創業時には資本や株主を集めるために、子供たちや他の親族友人などに自社株式を分散しがちです。しかしながら、現オーナーが次の世代へハトタッチを考えるなら後継者のために株主を整理する必要があります。トラブルを防ぐために前もって行いましょう。

そこで問題となってくるのが、その株式の買取価額です。

その譲渡人が現オーナーの親族であるかそうでないかによっても算定の仕方が変わってきます。一概には言えませんが過去から利益を蓄えてきた会社ほど、株価は高いです。

現オーナー個人もしくは次期後継者個人が直接買い取る方法もありますが、なかなか買取資金を用意することが難しいことが多いです。

そのとき使えるのがこの会社で買い取る手段です。

買取ることにより他の株主の持分割合が増加してしまい、それが贈与になってしまう可能性があるなど、慎重に行わなければなりません、とても大事なことなので、是非ご検討下さい。

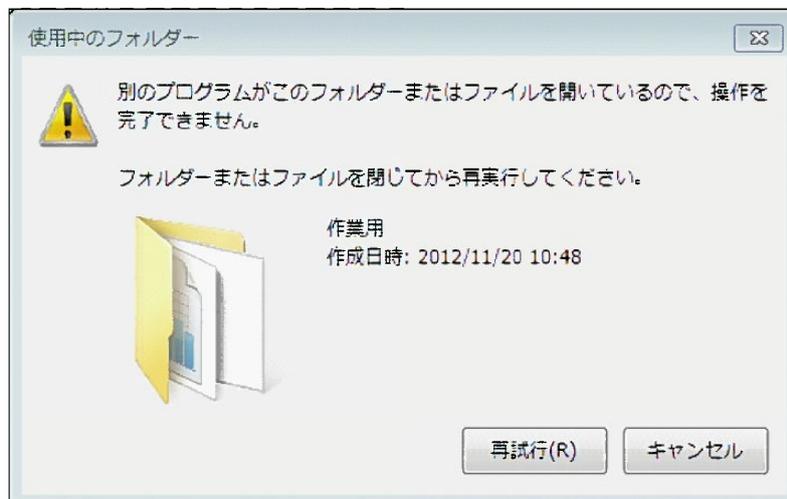
パソコン レスキュー Rescue

フォルダーやファイルの名前を変更できない



担当：藤井俊之

パソコンを使用していて、フォルダーやファイルの名前を変更しようとする、「別のプログラムがこのフォルダーまたはファイルを開いているので、操作を完了できません。フォルダーまたはファイルを閉じてから再実行してください。」というメッセージが表示されて、名前を変更できないことがあります。



まずは、フォルダーやファイルが開いていないかどうかを確認してください。

フォルダ内のファイルを開いている訳ではないのに、このメッセージが出ている場合は、パソコンを再起動してください。再起動後には名前の変更ができるようになります。



労務 高額療養費とは

担当：吉村千花子

高額療養費とは、同一月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。

支給は後払いとなって経済的負担が大きいこともありますので、70歳未満の方で医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、限度額適用認定証の制度を利用することができます。限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口に表示すると、1か月の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。



自己負担限度額とは・・・

- ・上位所得者(世帯)・・・ 150,000円+(医療費-500,000円)×1%
(=標準報酬月額53万円以上の所得者(世帯))
- ・一般の所得者(世帯)・・・ 80,100円+(医療費-267,000円)×1%
- ・低所得者(世帯)(住民税非課税)・・・ 35,400円

以上は70歳未満の方(平成18年10月～)についてで、70歳以上の方は自己負担限度額がもっと少なくなります。

申請するには・・・

国民健康保険、後期高齢者医療保険の場合

- ・申請先・・・ 市区町村の国保担当窓口
- ・必要書類・・・ 高額療養費支給申請書、医療機関の領収書、国民健康保険証、市町村役場が発行する「非課税証明書」等(低所得者の場合)、高齢受給者証(70歳以上の場合)、預金通帳(郵便局以外の場合)、印鑑

社会保険の場合

- ・申請先・・・ 管轄の年金事務所(旧社会保険事務所)
- ・必要書類・・・ 健康保険高額療養費支給申請書、医療機関の領収証(写)、非課税証明書(申請書内に証明をうけている場合は不要)

期限と支給時期

申請期間は医療サービスを受けた翌月1日から2年以内となります。2年間で時効消滅します。支給時期は申請の3～4ヶ月後で口座振り込みです。

税務 源泉所得税及び復興特別所得税額を納め過ぎたときの還付請求

担当：河本恵理

- ① 源泉徴収義務者における源泉所得税及び復興特別所得税額(以下「源泉所得税額等」という)の計算間違い等による過誤納金
- ② 支払額が誤払等により過大であったため返還を受けたことによる過誤納金
- ③ 支払額が条件付のものであったため返還を受けたことによる過誤納金



上記の理由で源泉所得税額等を納め過ぎたときには、「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書」を作成し、誤りが生じた事実を記載した帳簿書類の写しを添付して、源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出することで過誤納金の還付を請求することができます。

また、誤って納めた源泉所得税額等が給与や賞与にかかるものであるときは、上記還付請求書に代えて「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書」を提出することで、その過誤納金に相当する金額を、届出書を提出した日以後に納付すべきこととなる給与や賞与に対する源泉徴収税額等から控除することができます。

これらの書類は、提出期限は特にありませんが、5年が時効です。

提出が遅れて5年を超えると還付請求ができなくなるので注意が必要です。

労務 平成26年度から国民健康保険料の計算方法が変わります

担当：宮本佳依

国民健康保険料は、加入者1人ごとにかかる「均等割」、1世帯ごとにかかる「平等割」、加入者の所
得に応じてかかる「所得割」で構成されており、このうち「所得割」の計算方法が変わります。

これまで(平成25年度まで)は、総所得金額等から基礎控除や扶養控除、社会保険料控除、生命
保険料控除等の所得控除額を差し引いて計算した市民税の所得割額に保険料率を乗じ、税額控除
額を差し引いて計算する方法(市民税方式)でしたが、平成26年度から総所得金額等から基礎控除額のみを差し引
いて計算した基礎控除後所得額に保険料率を乗じて計算する方法(所得方式)に変更となりました。

それにより、平成26年度の国民健康保険料の金額が大幅に増額したという方が多いのではないのでしょうか。

この変更は、国民健康保険法施行令が改正され、計算方法が全国的に統一されることになったことにより、広島
市の保険料の計算方法についても変更することになりました。

このたび統一された方法は、すでに全国の保険者(市町村)の99%以上が採用しています。

【市民税方式】(平成25年度まで)

$$\text{総所得金額等} - \text{所得控除額} \times \text{市民税率} - \text{税額控除額}$$

$$\text{市民税所得割額} \times \text{保険料率} = \text{保険料(所得割)}$$

【所得方式】(平成26年度まで)

$$\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額(33万円)}$$

$$\text{基礎控除後所得額} \times \text{保険料率} = \text{保険料(所得割)}$$



税務 給与の源泉徴収税額表の扶養親族等の数

担当：前川昌治

国税庁の源泉徴収税額表には、

一「扶養親族等の数」というのは、Ⅰ. 控除対象配偶者(又は老人控除対象配偶者)と控除対象扶
養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。)の合計数をいいますが、Ⅱ. 本人が障害
者(特別障害者を含みます。)、寡婦(特別の寡婦を含みます。)、寡夫又は勤労学生に該当する
ときには、その一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加えた数を、Ⅲ. また、その人の控除対象
配偶者や扶養親族(年齢16歳未満の人を含みます。)のうちに障害者(特別障害者を含みます。)
又は同居特別障害者に該当する人がいるときには、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加えた
数を、それぞれ扶養親族等の数とします。一と説明されています。



これはざっと目を通すだけでは良く分かりませんね。

噛み砕くと、

- Ⅰ. 配偶者と扶養している親や子供がいれば1人ずつ数える。その中に16歳未満の子供がいればその人数を引く。
- Ⅱ. 給料をもらう本人が、①障害者、②寡婦(寡夫)、③勤労学生であれば、該当するごとに1人ずつ追加する。
- Ⅲ. 配偶者や扶養している親や子供が、①障害者、②同居特別障害者に該当するならそれぞれ1人ずつ加える。

となります。

源泉所得税は年末調整で精算されますが、扶養親族等の数の計算を誤ると年末調整時、従業員に不足分を徴
収することもありますので、気をつけてください。

花子 33歳 おおばらう

カープ女子



～トレンドを読む～

担当 大場史郎

H26年度の路線価

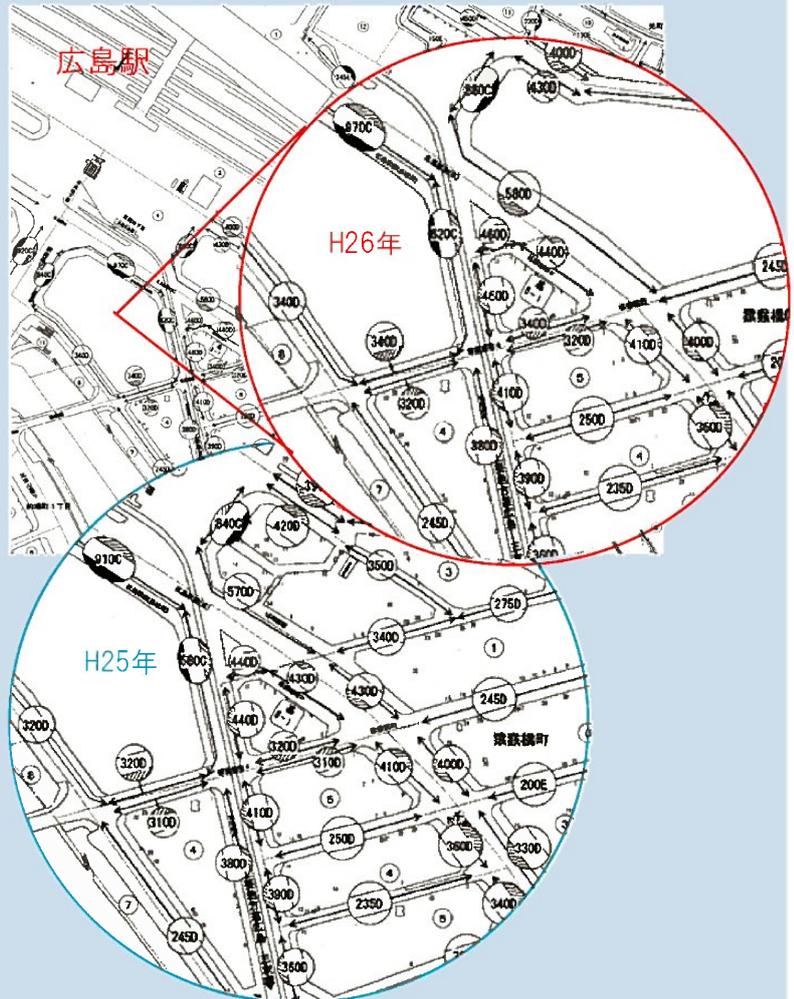
7月1日に国税庁より、相続税、贈与税の計算の基礎となる路線価が公表された。

引き続き、東京、大阪、名古屋の三大都市圏は上昇し、地方では下落傾向が続いている。

広島は開発が続く広島駅周辺が特に上がっている。県内で最も路線価が高かった地点は5年連続で広島市中区胡町の相生通り南側となり、前年から5.1%上がって1平方メートルあたり186万円。都道府県庁所在地の最高路線価では、全国10位だった。概ね中心部は上がっているようだが、郊外はわずかながら下がり続けている。

少子高齢化が進む中では、交通の便のいい旧市内に人が集まるのはやむを得ないことだ。

来年は相続税が上がることもあり、特に関心が高いようだ。



ニュースによると、東京の臨海部にある高層のマンションが、1億、2億円で売れているとのことだ。広島では2億円出せば、ちょっとした中古ビルを買うことができる。高層マンションの場合、一軒当たりは小さく、地価の占める割合が低い。価格の大部分を占める建物部分は購入価格ではなく、**固定資産税の評価額**によるので、2億円で購入しても、1/3以下の評価になるのではないだろうか。

確かに相続税を大幅に減らすことができる。また、以前説明したように、賃貸マンションを建設することも、盛んにおこなわれている。確かに、土地は貸家建付地となり、建物は貸家となり、立ち退かせるのに立ち退き料がいるということで評価を下げることができ、相続税を大きく減額することができる。ただし、人口減少の中で、10年先、20年先を考えると将来空室が出ることも考えられるので、慎重に対応したい。

☆ シンプルスピード 初級編 ☆

担当：宗盛早織

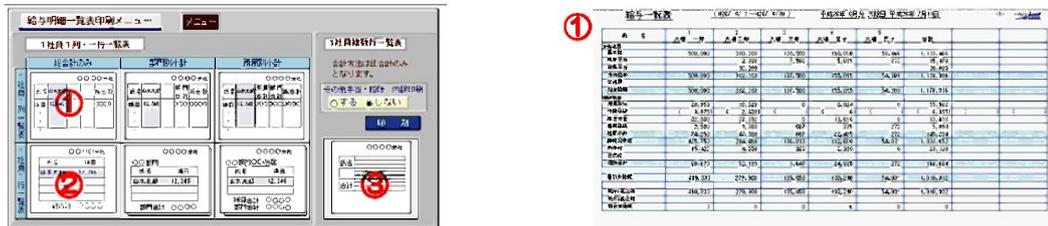
給料の計算が終わったら、従業員の皆さんに給与明細を渡し、会社の控えとして給料の一覧表を保管します。
今回はシンプルスピードから印刷される一覧表の種類を見比べて、会社に一番合っている一覧表を探してみましょう。

1、いつもの通り給料の計算を終えたら印刷処理ボタンより印刷メニューへ



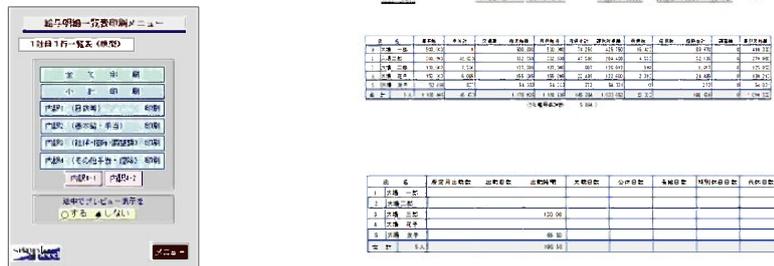
◆◆◆ 7月支給のデータがあります ◆◆◆

2、何種類かの印刷様式があるのでそれぞれみてみましょう
主に印刷できる様式は3種類です。



①の給料の金額が縦一列に記載されています。一番定番の形といえます。
時給の方の時間数や出勤日数は別のシートで印刷されます。

続いて②の様式です。



主要な項目が小計に印刷されていて、必要なものだけ書き抜いて印刷できます。
人数が多い会社には向いていないのでしょうか？
最後に③の様式です。

日	項目	金額	時間数	出勤日数	手当	控除	合計
1	基本給	100,000					100,000
2	残業代	50,000	100				50,000
3	通勤手当	10,000					10,000
4	社会保険料	(20,000)					(20,000)
5	所得税	(10,000)					(10,000)
6	合計	130,000	100				130,000

ちょっと字が小さいですが、出勤時間、出勤日数から手当まで全て1シートで網羅されています。
人数が少なく、時給の方が多い場合に確認しやすい書式といえます。
このように、好みによってシンプルスピードからは3種類の明細を出すことができます。
また、①と②の様式は部門別・所属別の集計も出すことができるので 会社の人数や用途によってお選びください。
部門の設定や給与の使い方については詳しくは担当者へご相談ください。

